

定款変更の案に対する意見公募のお知らせ

本会では、公益社団法人になった場合に適用する新定款（定款変更の案）について、主務官庁の指導による「軽微な変更」については執行部に一任していただく条件付きで、昨年5月の総会にて会員の皆様に承認をいただき、公益社団法人格取得のための手続きを進めて来ましたが、その経過において現在の主務官庁から、定款変更の案に不備があり、それは「軽微な変更」の範疇ではないので修正後、再度総会での承認を得るように指導を受けました。

昨年の総会では多数の会員の皆様方にご支援いただいたにも拘わらず、このような二度手間をおかけする結果になってしまいましたことを深くお詫び申し上げます。

そして今回、主務官庁の指導をいただき改めて定款変更の案を作成いたしましたので、会員の皆様に提示し皆様のご意見を公募いたします。

意見公募受付期間：平成23年4月30日（土）まで

郵送の場合：〒331-0812

埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目51番39

(社) 埼玉県放射線技師会 堀江宛

FAXの場合：048-664-2733 (社) 埼玉県放射線技師会 堀江宛

E-mailの場合：public_c_teikan@sart.jp

様式は問いません。忌憚のないご意見をお寄せください。

平成21年度定期総会にて決議した定款変更の案	主な変更点の解説	主務官庁の指導を経て再提案する定款変更の案
<p>公益社団法人埼玉県放射線技師会定款（案） 平成 年 月 日制定 第1章 総則 （名称） 第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県放射線技師会と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業 （目的） 第3条 この法人は、診療放射線技師の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線科学の向上を図り、もって地域保健医療の向上及び県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（事業） 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 診療放射線科学を通じての社会活動 (2) 診療放射線科学及び放射線技師の職業倫理高揚に関する研修会、研究会、講習会等の開催 (3) 放射線管理の実践と医療被曝の最適化に関する事業 (4) 診療放射線科学に関する調査、研究及び指導 (5) 診療放射線科学に関する国際協力 (6) 前各号に関する図書、印刷物等の刊行 (7) 医療、公衆衛生に関する関連機関団体との連携強調の促進 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項第7号の事業は、日本全国、その他の事業は県内において行うものとする。</p> <p>第3章 会員 （種別） 第5条 この法人に次の会員をおく。 (1) 正会員 診療放射線技師及び診療エックス線技師であってこの法人の目的に賛同して入会した者 (2) 名誉会員 この法人に特に功労のあった正会員のう</p>	<p>執行部の発案で「診療」を入れることにした。公衆に対して、医療に携わっている職業人の集まりであることをアピールしたい。</p> <p>診療放射線科学→診療放射線学に変更した。（診療放射線科学は解りにくい）</p> <p>埼玉県外で事業を行う場合は、内閣府への申請となってしまうため、日本全国を埼玉県内に修正。</p>	<p>公益社団法人埼玉県診療放射線技師会定款（案） 平成 年 月 日制定 第1章 総則 （名称） 第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業 （目的） 第3条 この法人は、診療放射線技師の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線学の向上を図り、もって地域保健医療の向上及び県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（事業） 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 県民への放射線医療に関する知識の普及啓発事業 (2) 診療放射線学及び診療放射線技師の職業倫理高揚に関する研修会、研究会、講習会等の開催 (3) 放射線管理と医療被曝の適正化に関する事業 (4) 診療放射線学に関する調査、研究、情報提供及び指導 (5) 前各号に掲げる事業に関する図書、印刷物等の刊行 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、埼玉県内にて行うものとする。</p> <p>第3章 会員 （種別） 第5条 この法人に次の会員を置く。 (1) 正会員 診療放射線技師及び診療エックス線技師であってこの法人の事業に賛同して入会した個人 (2) 名誉会員 この法人に特に功労のあった正会員のう</p>

<p>ち、理事会の推薦を受け総会の承認を得た者 (3) 賛助会員 正会員の資格を有しないもので、この法人の目的に賛同して、理事会の承認を得た者、又は団体 2 前項の会員のうち正会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(会員の資格の取得) 第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>(経費の負担) 第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。 2 名誉会員は、前項における経費を負担することを要しない。</p> <p>(任意退会) 第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除名) 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。 (1) この定款その他の規則に違反したとき (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(会員資格の喪失) 第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき (2) 総会員が同意したとき (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき</p> <p>(会費等の不返還) 第 11 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、その他の金品はこれを返還しない。</p> <p>第 4 章 総会 (構成) 第 12 条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。</p> <p>(権限) 第 13 条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）、並びにこれらの附属明細書の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) 不可欠特定財産の処分の承認 (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催) 第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 2 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集) 第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p>	<p>「者」は個人と団体両方を意味するため明確にした。</p> <p>会費を無料にする場合は、規程ではなく定款に記載すること。</p> <p>第 2 項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）第 30 条に定められているので、あえて定款に記載する必要はない。</p> <p>定款に記載する必要はないと判断された。</p> <p>第 7 号は実質的に存在しないため削除</p>	<p>うち、理事会の推薦を受け総会の承認を得た個人 (3) 賛助会員 正会員の資格を有しないもので、この法人の事業に賛同して、理事会の承認を得た個人又は団体 2 前項の会員のうち正会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p>(会員の資格の取得) 第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>(経費の負担) 第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった次年度から毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、自己の療養又は親族の介護、育児その他やむを得ない事情により、診療放射線技師又は診療エックス線技師として現に業務に従事していない期間が継続して 1 年以上経過している正会員については、総会において別に定める基準に従って経費を支払う義務を免除することができる。 2 名誉会員は、前項における経費を負担することを要しない。</p> <p>(任意退会) 第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除名) 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。 (1) この定款その他の規則に違反したとき (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき</p> <p>(会員資格の喪失) 第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき (2) 総会員が同意したとき (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき</p> <p>第 4 章 総会 (構成) 第 11 条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。</p> <p>(権限) 第 12 条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額に関する事項 (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催) 第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 2 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集) 第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p>
---	--	--

<p>2 正会員及び名誉会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長) 第 16 条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。</p> <p>(議決権) 第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。</p> <p>(決議) 第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) 不可欠特定財産の処分 (6) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(書面表決等) 第 19 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、委任者は総会に出席したものとみなす。</p> <p>(議事録) 第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び会議に出席した構成員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間、従たる事務所に 5 年間備え置かなければならない。</p> <p>第 5 章 役員 第 21 条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 15 名以上 20 名以内 (2) 監事 2 名以内 2 理事のうち 1 名を会長とし 2 名を副会長、6 名を常務理事とする。 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。</p> <p>(役員を選任) 第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。</p> <p>(理事の職務及び権限) 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p>	<p>不可欠特定財産は存在しないため削除</p> <p>法人法第 51 条、第 52 条に定められているので、定款に記載する必要はない。</p> <p>第 2 項はモデル定款どおりに</p> <p>法人法第 57 条に定められているので、定款に記載する必要はない。</p>	<p>2 正会員及び名誉会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>(議長) 第 15 条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。</p> <p>(議決権) 第 16 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。</p> <p>(決議) 第 17 条 総会の決議は、正会員及び名誉会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員及び名誉会員の半数以上であって、正会員及び名誉会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(議事録) 第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第 5 章 役員等 第 19 条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 15 名以上 20 名以内 (2) 監事 2 名以内 2 理事のうち 1 名を会長とし 2 名を副会長、6 名を常務理事とする。 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。</p> <p>(役員を選任) 第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。 2 理事会は、会長、副会長及び常務理事を選定及び解職する。会長の選定及び解職をする場合において、理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。</p> <p>(理事の職務及び権限) 第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p>
--	--	---

<p>第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 役員は原則として無報酬とする。ただし、役員にはその職務執行の対価として報酬を支給することができる。</p> <p>2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬並びに費用に関する規程による。</p> <p>(相談役)</p> <p>第 28 条 この法人に、任意の機関として、1 名以上 3 名以下の相談役を置くことができる。</p> <p>2 相談役は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 会長の相談に応じること</p> <p>(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること</p> <p>3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。</p> <p>第 6 章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第 29 条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第 30 条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職</p> <p>(招集)</p> <p>第 31 条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。</p> <p>(決議)</p> <p>第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 7 章 常務理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第 33 条 この法人に常務理事会を置く。</p>	<p>監事の任期を法人法第 67 条で定められている基本的年数の 4 年とした。</p> <p>原則無報酬ではなく、支給の基準に従って支給できるように変更した。</p> <p>相談役の報酬を理事と同等とした。</p> <p>承認済み定款変更の案、第 7 章を第 6 章内に記載した。</p>	<p>第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(役員報酬等)</p> <p>第 25 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員の報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>(相談役)</p> <p>第 26 条 この法人に、任意の機関として、1 名以上 3 名以下の相談役を置く。</p> <p>2 相談役は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 会長の相談に応じること</p> <p>(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること</p> <p>3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。</p> <p>4 前条の規定は、相談役の報酬等について準用する。</p> <p>第 6 章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第 27 条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第 28 条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職</p> <p>(常務理事会)</p> <p>第 29 条 この法人に常務理事会を置く。</p> <p>2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成する。</p> <p>3 常務理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。</p> <p>(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善についての意見を理事会に提出すること。</p> <p>(招集)</p> <p>第 30 条 理事会及び常務理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会及び常務理事会を招集する。</p> <p>(決議)</p> <p>第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>
--	---	--

<p>2 常務理事会は、会長、副会長および常務理事をもって構成する。</p> <p>(権限) 第 34 条 常務理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること (2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること</p> <p>(招集) 第 35 条 常務理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が常務理事会を招集する。</p> <p>(委員会) 第 36 条 会長は、必要と認めるときは、別に定めるところにより委員会を設置することができる。</p> <p>第 8 章 資産及び会計 (基本財産) 第 37 条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 16 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。 2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。</p> <p>(事業年度) 第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算) 第 39 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算) 第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間及び従たる事務所にその写しを 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 会計監査報告 (3) 理事及び監事の名簿 (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 3 定款を主たる事務所及び従たる事務所に、並びに会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 4 前 2 項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。</p>	<p>委員会に定款に記載する必要はないと判断した。</p> <p>法人法第 95 条、第 97 条により、定款に明記しない場合は、全出席理事の議事録への記名押印が必須となるため、明記することで煩雑さを解消する。</p> <p>本会には基本財産は存在しないため、不必要と判断した。</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、認定法という)第 21 条による。 事業計画及び予算等については総会承認ではなく理事会承認とすることで、総会開催を年 1 回とし、経費を節約できる。</p> <p>定款に記載する必要はないと判断した。</p>	<p>(議事録) 第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第 7 章 資産及び会計 (事業年度) 第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。 (事業計画及び収支予算) 第 34 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (事業報告及び決算) 第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員及び名誉会員の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>
--	---	--

<p>(公益目的取得財産残額の算定) 第 41 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 5 号の書類に記載するものとする。</p> <p>第 9 章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散) 第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属) 第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第 10 章 公告の方法 (公告の方法) 第 46 条 この法人の公告は、電子公告により行う。 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</p> <p>第 11 章 支部 (支部) 第 47 条 この法人に、理事会の定めるところにより支部を置く。 2 支部は事業計画に基づき、当該支部に関する事業を執行する。 3 支部は、理事候補者の推薦をすることができる。</p> <p>附 則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2 この法人の最初の代表理事は小川 清とする。 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>別表 基本財産 (第 37 条関係) 財産種別 場所・物量等 なし なし</p>	<p>別表を削除</p>	<p>(公益目的取得財産残額の算定) 第 36 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。</p> <p>第 8 章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第 37 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散) 第 38 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 39 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属) 第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>第 9 章 公告の方法 (公告の方法) 第 41 条 この法人の公告は、電子公告により行う。 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。</p> <p>第 10 章 支部 (支部) 第 42 条 この法人に、理事会の定めるところにより支部を置く。 2 支部は第 34 条の事業計画書に基づき、当該支部に関する事業を執行する。 3 支部は第 20 条第 1 項の規定により、総会で理事を選任するにあたり、理事候補者の推薦をすることができる。</p> <p>附 則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2 この法人の最初の会長は小川 清とする。 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>
--	--------------	--

メールマガジン配信登録のご案内

(社) 埼玉県放射線技師会

会長 小川 清

現在、埼玉県放射線技師会では、会員や会員が勤務する施設の運用に活用していただく目的で、数多くの情報を提供・発信しております。

例えば、厚生労働省から発信され、日本放射線技師会を經由し本会へ届いた情報や、本会からのお知らせ等がそれにあたります。

これらを年6回発刊の会誌やホームページを用いて、可能な限り速やかに提供しよう心がけておりますが、医療政策における展開の速さを鑑みると、会員からの閲覧がないと情報が伝わらないという媒体の性質上、リアルタイムに十分な機能を果たせているとは言えません。

そこで、会員の皆様には、技師会からの情報を「的確なタイミングで確実に」受け取る手段として、メールマガジンへの配信にご登録いただければと考えております。

メールマガジン配信登録方法は以下の通りとなっています。皆様のご登録をお待ちしております。

■メールマガジン配信登録

登録方法は2通りあります。

①ホームページ上からの申し込み。

[その他] のカテゴリから [メールマガジン購読希望] へアクセス。
必要事項をご記入下さい。

②メールによる申し込み。

申し込み用メールアドレスに以下の内容を記入して送信下さい。

申し込み用アドレス：magazine_since2007@sart.jp 件名：メールマガジン申し込み 本文：(氏名) (受信希望先のメールアドレス)
--

※申し込み後自動返信にて確認メールが届きます。

■メールマガジンの停止・変更・質問等について

マガジンの停止・変更・質問等は以下のアドレス宛にご連絡下さい。

変更削除用アドレス：mail_magazine2007@sart.jp

※申し込み用のアドレスと異なりますのでご注意下さい。



■個人情報の利用に関するお知らせ

ここで入力いただく利用者の個人情報（メールアドレス）は、メールマガジンの配信を目的として利用し、他の目的では利用いたしません。

社団法人日本放射線技師会への入会金ならびに再入会金の免除について

(社) 埼玉県放射線技師会
会長 小川 清

社団法人日本放射線技師会会長より、下記のように通知がありましたのでお知らせ致します。

	<p>日放技発 第340号 平成22年12月17日</p>
<p>〒331-0812 さいたま市北区宮原町2-51-39 社団法人埼玉県放射線技師会</p>	
<p>会長 小川 清 様</p>	
<p>社団法人日本放射線技師会 会長 中澤 晴夫</p> 	
<p>社団法人日本放射線技師会への入会金ならびに再入会金の免除について</p>	
<p>拝啓 時下ますますご清祥の事と、お慶び申し上げます。 平素は本会諸事業活動への多大なるご支援ならびにご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、本会では平成22年度第6回理事会（平成22年12月11日）におきまして、公益社団法人取得に向けた定款・諸規程の改定に向けた会員管理見直しならびに入会促進の一環として、下記のとおり入会金の緩和を決定いたしましたのでご周知の程よろしくお願いいたします。</p>	
<p>敬具</p>	
<p>記</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 各都道府県技師会のみ所属されている会員が本会へ入会（再入会）を希望する場合は、入会金（再入会金）は免除とする。 2. 会費滞納により本会を除籍となった元会員の再入会時にかかる未納会費の請求額は、最高2ヵ年度分までとする。 3. 上記の措置は平成22年12月11日より本会が公益認定を受けるまで、または平成23年度末（平成24年3月31日）までに入会申請を受付けた元会員までとする。 	
<p>以上</p>	